

# 御船町農業委員会会議録

平成29年2月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 平成 29 年 2 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室

### 3. 出席委員（18 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席 11 番 後藤 博文

### 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 9 号 非農地判断について
- 9 議案第 10 号 農業委員辞任について
- 10 報告第 3 号 耕作証明書発行の件について
- 11 報告第 4 号 合意解約の件について
- 12 その他

## 5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫  
係 長 山下 直樹  
主 事 白石 加奈子

### 1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。皆様ご存知とは思いますが、19 番委員の吉住健二様が、昨日お亡くなりになりました。1 月農業委員会に出席された後、入院され治療を受けられておりましたが、昨日、お亡くなりになりました。ということをお客様には連絡を入れた状況であります。開会に先立ちまして、故人の冥福をお祈り、黙祷をささげたいと思います。皆様御起立お願いいたします。‘黙祷’ (1 分間) はい、ありがとうございました。ご着席ください。只今より平成 29 年 2 月の総会を始めさせていただきます。本日は 18 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 18 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 2 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長をお願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

### 2 会長挨拶

はい。こんにちは、2 月に入りまして、春分も過ぎましたが、まだ寒い日が続いている状況であります。また、風邪も流行している状況であります。皆さん方も十分注意されますようお願いいたします。只今、局長からお話がありましたが、吉住委員がお亡くなりになりました。先月の総会で発言等をなさっていただきました。農業委員としての役目を果たされたようであります。吉住委員の冥福をお祈りし 2 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。10 番山下委員 12 番藤村委員を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 5 号を提案いたしま

す。事務局より説明をお願いいたします。

### 3 議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 29 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡者の住所 氏名 〇〇都〇〇区〇〇△丁目△番地△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇〇△番地△

〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。2 件 2 筆、町許可分の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3 条申請で所有権移転 2 件 2 筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。譲渡人が、耕作をしないため手放したいと思い、近くで耕作している譲受人へ話を進めたところ、買いたいということで今回の申請に至った。それでは、机上配布しております農地法第 3 条の調査書に基づき説明いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、水稻の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第 2 項第 4 号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第 2 項第 5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も 150 日以上であり認められ、取得後の面積も 50a 以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第 2 項第

7号地域との調和要件として、田として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。3条につきましては、担当委員の16番委員お願いいたします。

16 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲渡人が、県外に在住しており耕作管理が出来ないことから譲受人も規模拡大したいことから今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き水稻の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、143,793㎡であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、担当委員16番委員から説明をお願いいたします。

16 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。3条の②件につきまして、皆

さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。

全委員  
議長

はい、ございません。

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第6号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案6号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。  
平成29年2月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。  
4ページをご覧ください。

議案書(4条)①です。

物件の表示	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目田	面積△㎡
	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目田	面積△㎡
	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目田	面積△㎡
	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目田	面積△㎡

田4筆 計△㎡です。

所有者の住所氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号  
〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 貸駐車場

議案書(4条)②です。

物件の表示	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目畑	面積△㎡。
	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目畑	面積△㎡。
	大字〇〇	字〇〇〇△△	地目畑	面積△㎡。

畑3筆 計△㎡です。

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇。

理由4条許可(県)転用の目的 植林

議案書(4条)③です。

物件の表示	大字〇〇	字〇〇△△	地目畑	面積△㎡。
	大字〇〇	字〇〇△△	地目畑	面積△㎡。
	大字〇〇	字〇〇△△	地目畑	面積△㎡。
	大字〇〇	字〇〇△△	地目畑	面積△㎡。

畑4筆 計△㎡です。

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林

3件の申請です。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。4条の申請3件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、実質審査表に基づき説明いたします。5ページをご覧ください。受付番号①番です。議案書7ページを確認ください。農地の区分といたしましては、第2種農地と判断しております。場所につきましては、7ページに載せております。〇〇の〇〇という地区であります。〇〇郵便局の町道向かいの駐車場が申請地であります。追認の転用申請であります。面積が△m<sup>2</sup>であります。転用目的として、役場より直線で10km位離れている。今回、郵便局職員及び来客用の駐車場が不足していることから貸駐車場としての要望があった。立地としても国道に面しており、郵便局に道路を隔てた場所にあるという好条件である。また、地元住民にも貢献できることで、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。

現在のままの利用となり、特に資金は必要としないため問題ないと判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、根抵当権が設定されているが、根抵当権者の承諾がありますので特に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現在のままの利用であり、工期については特に問題ないと思われま。計画の妥当性は、田4筆△m<sup>2</sup>を貸駐車場にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してあります給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、砂利敷設により浸透、あるいは直接道路側溝へ放流予定で

あります。雑排水・汚水の排出予定はありません。8 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。9 ページに追認でありますので、始末書が提出されております。10 ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条貸駐車場申請でした。担当委員の 9 番委員説明をお願いいたします。

9 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、

②番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、11 ページをご覧ください。議案第 6 号受付番号②番。こちらの農地区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。場所につきましては、13 ページに記載しております。県道御船田代線がございます。〇〇〇のバス停があります。左折し、矢形川沿いにあります。植林をされている状況であります。追認の申請であります。面積が△m<sup>2</sup>であります。申請地は 2 種農地であり、役場より 10 km ほど離れている。周囲は山林に囲まれており、約 50 年前では、畑として利用しておりましたが、機械も入らず、日照も悪く、道路幅員も狭いなど耕作条件も悪いため、50 年前に杉を植林して、現在は山林として管理しています。そのようなことから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用となり、特

に資金は必要としないため問題ないと判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。特に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現在のままの利用であり、工期については特に問題ないと思われれます。計画の妥当性は、畑3筆△m<sup>2</sup>を植林する計画であり妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、自然浸透とする。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してあります給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、自然浸透の予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。14 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。15 ページに追認でありますので、始末書が提出されております。16・17 ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条の植林申請でした。担当委員 3 番委員説明をお願いいたします。

3 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、18 ページをご覧ください。議案第 6 号受付番号③番。こちらの農地区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。場所につきましては、20・21 ページに記載しております。場所は〇〇〇の集落の農地であります。〇〇町との町境であります。植林をされている状況であります。追認の申請であります。面積は△㎡であります。申請地は 2 種農地であり、役場より 5k mほど離れている。周囲は山林に囲まれており、昭和 60 年までは、畑として利用しておりましたが、機械も入らず、日照も悪く、道路幅員も狭いなど耕作条件も悪いため、現在は山林として管理しています。そのようなことから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現在のままの利用となり、特に資金は必要としないため問題ないと判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現在のままの利用であり、工期については特に問題ないと思われれます。計画の妥当性は、畑 3 筆△㎡を植林する計画であり妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、自然浸透する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。19 ページに記載してあります、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、自然浸透の予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。22・23・24 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。25 ページに追認でありますので、始末書が提出されております。26・27・28・29 ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上のことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。4条の植林申請でした。担当  
4番委員説明をお願いいたします。

4 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際  
に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。  
審議の程をよろしくをお願いいたします。  
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等  
がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。  
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い  
たします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、  
議案第7号を提案いたします事務局より説明をお願いいたし  
ます。

事務局 はい、30ページをご覧ください。  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり  
許可申請があったので、意見の決定を求める。  
平成29年2月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。  
次のページをご覧ください。  
5条は、1件の申請がありました。  
物件の表示① 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目 畑  
面積△㎡  
大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目 畑  
面積△㎡。  
畑2筆 計△㎡  
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇  
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇  
理由 5条使用貸借権設定 転用目的 個人住宅  
以上農地法第5条使用貸借権設定合計1件です。

議 長 はい、ありがとうございました。1件2筆です。では、①番  
の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第35号受付番号①番 場所に関しては、34ページ  
をご覧ください。場所につきましては、〇〇ICのすぐそばで  
あります。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第  
2種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、農

用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあたりと判断いたしました。面積につきましては、△m<sup>2</sup>であります。転用目的としては、申請地は役場より直線で3km位離れた東側を道路、北側を宅地、西・南側を農地に囲まれた農地である。申請人は、近隣で事業を営んでおりますが、4月の熊本地震により自宅が半壊し現在の場所で建替えを検討したが、崖地であるため困難と判断し、今回、妻所有の申請地に、地震の被害も現在のところと比べ少なかったということで個人住宅の建築を計画し、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年3月1日着手し、平成29年12月31日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、個人住宅建設の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、町の上水道へ接続する。雑排水・汚水に関しましては、合併浄化槽で処理し、町道側溝へ放流する計画であります。被害防除計画として、境界線上にブロックを積み、その上にフェンスを立てる計画であります。35ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は36ページに記載してあります。総合判断

として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅への転用でございます。担当の 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局から説明のありました通りです。現地確認いたしました。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員  
議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、議案第 8 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、37 ページをご覧ください。 議案第 8 号 農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。38 ページ今月の新規分は、賃借権設定です。今月新規利用権設定が、田の合計が 14,980 m<sup>2</sup>畑は、8,176 m<sup>2</sup>です。計 23,156 m<sup>2</sup>です。次の 39 ページをご覧ください。こちらは、再設定分となります。田の合計が 13,201 m<sup>2</sup>畑の合計が 9,332 m<sup>2</sup>であります。総合計が 22,533 m<sup>2</sup>であります。40 ページであります。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 1 件であります。田の 131 m<sup>2</sup>であります。畑等はございませんので計の 131 m<sup>2</sup>であります。次の 41 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 29 年 2 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 2 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 28,181 m<sup>2</sup>畑の累計は、17,508 m<sup>2</sup>。田畑合計で 45,689 m<sup>2</sup>となっております。

ます。所有権移転に関しましては、田 131 m<sup>2</sup>となっております。畑はございませんので累計は、0 m<sup>2</sup>です。

本年累計で、田の合計は 80,172 m<sup>2</sup>畑の合計は 17,508 m<sup>2</sup>合計で 97,680 m<sup>2</sup>であります。所有権移転は田の 10,181 m<sup>2</sup>です。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画総括について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 9 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、43 ページをご覧ください。議案第 9 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を求める。平成 29 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。次のページをご覧ください。44 ページから 48 ページまでが、承認いただいた分であります。49 ページから 53 ページまでが非承認分であります。この判定は、農業委員さんの判定でされた分であります。今回、承認される分が 77 筆、面積としては、4 町 4 反ほどございました。承認されなかった 79 筆、面積としては、3 町 5 反ほどありました。承認されなかったものの中には既に植林等で転用の申請があったところもあります。目を通していただいて承認をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。非農地の件でございました。この件について何かご質問等がございましたらお願いいたします。無い様でございますので、この件について承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、議案第 10 号を提案がございましたが、10 号は廃案といたします。今後高木地区は、16 番委員が地区全域が担当となりますのでお願いいたします。続きまして、議案第 11 号を提案いたします。

事務局 はい、議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第

19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 29 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野幸典。それでは裏面をご覧ください。農用地利用配分計画(案)による賃借権状況一覧表であります。議案第 8 号で説明いたしましたが、1 件中間管理機構での農地の貸し借りの申請があります。所有者が、耕作しないから中間管理機構に農地を委託されて、その後に規模拡大したい方に中間管理機構が農地を貸し出すような状況であります。受け手の方が〇〇〇〇です。貸し手は農業公社であります。畑の 2,943 m<sup>2</sup>の農地を借りる形になります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局より説明がございましたが、この件につきまして、何か質問等がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第 3 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、56 ページをご覧ください。

報告第 3 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 29 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。今月は、1 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、57 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 29 年 2 月 10 日提出 御船農業委員会。59 ページに記載しております。確認をお願いいたします。2 件の合意解約が提出されました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、60 ページをご覧ください。非農地証明願が提出されております。

申請者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△△

○○ ○○  
土地の所在 御船町 大字○○ 字○○○ 地番△  
面積△m<sup>2</sup> 所有者○○ ○○  
御船町 大字○○ 字○○○ 地番△  
面積△m<sup>2</sup> 所有者○○ ○○

2筆になります。

上記の土地は、平成28年6月20日の災害により、農地法第2条に規定する農地でないことを証明願います。場所につきましては、61ページに現場写真は62ページに載せております。現地確認を農業委員3名で確認されております。この証明書を出してよろしいかお願いいたします。審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。非農地証明願が、提出されました。この案件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、こちらは、農地形状変更届出書であります。

届出人 住所 ○○町大字○○△△番地 氏名 ○○ ○  
場所につきましては、○○郵便局から○○○へ行く道の途中になります、○○○の道向かいであります。農地の所在については、

大字○○字○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑
大字○○字○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑
大字○○字○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑
大字○○字○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑
大字○○字○○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑
大字○○字○○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑
大字○○字○○○	地番△△	地目田	面積△m <sup>2</sup>	現況畑

田7筆 計△△m<sup>2</sup>。

現状といたしましては、埋め立てられていて、資材置場の状態です。今後としては、整地し果樹栽培（梅・栗）の計画を立てられている状況です。畑作として管理していく計画です。地目は、田となっていますが、水路に水も来ないため耕作できない状態ですので、畑作を行うと伺っております。事務局としては、問題ないと判断いたします。現在、資材置場となっておりますが、借り手の方と話す機会がありましたので、お話しした

ところそこを資材置場として使いたいという希望がありましたので、使用する場合は必ず転用許可申請を提出されるようにお願いはしておきました。地元の農業委員にも現地確認していただいております。

議 長 はい、ありがとうございました。ここの担当 9 番委員お願いいたします。

9 番 はい、今説明があったとおりであります。現在、資材置場として、使われております。今後として畑作をなさる予定でありますので、審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これは報告でございますので、現地を通られたときは、見ておいてください。

事務局 ・2/24 の熊本県農業委員研修会の件  
・農業委員の欠員が、あった場合でも補充委員はございません。ご了承ください。

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

10 番

㊟

12 番

㊟

